

保護者各位

調布市長 長 友 貴 樹

緊急事態宣言の発令に伴う認可保育園の臨時休園及び特例措置の実施について

日頃から、調布市保育行政に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

これまで、調布市においては新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、保護者の皆様には保育園への登園自粛をお願いしてきましたが、この度、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことに伴い、本市においては、子どもの安全・安心の確保と感染の拡大防止徹底を最優先課題と位置づけ、本市の認可保育施設は緊急事態宣言の実施期間中、臨時休園することといたします。

ただし、社会の機能を維持するために就業の継続が必要な方や御家庭での保育が特に困難な方等については、特例的に保育を実施いたしますので、下記により手続きをお願いします。

保護者の皆様におかれましては、今回の対応について御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 臨時休園期間

令和2年4月14日（火）から緊急事態宣言終了（当面は令和2年5月6日（水））までの間

2 特例的に保育を実施する世帯

保護者全員が以下(1)から(4)までのいずれかに該当し、かつ在宅勤務や休暇等の調整がつかない世帯、又は(5)に該当する世帯。ただし、この間の保育の利用には、事前に申請が必要です。

- (1) 病院、薬局に勤務するなど、医療体制の維持に関する業務に従事
- (2) 老人福祉施設や障害者支援施設など、支援が必要な方々の保護の継続に関する業務に従事
- (3) インフラ（電力・ガスなど）運営や飲食料品・生活必需品供給関係など、市民の安定的な生活の確保に関する業務に従事
- (4) 警察、消防、鉄道、保育など、社会の安定の維持に関する業務に従事
- (5) その他、家庭での保育が特に困難な場合（在籍園に御相談ください。）

3 特例的保育利用申請及び保育時間

- (1) 特例的保育の利用を希望される方は、別紙、緊急事態宣言発令下での特例的保育利用申請書を、令和2年4月13日（月）までに、在籍園に御提出ください。
- (2) 特例的保育時間は、原則、午前7時から午後6時までです。

なお、特例的保育を利用する場合も保育時間の短縮に御協力いただき、延長保育の利用も極力お控えください。

- (3) 特例的保育中は、給食を提供します。

4 保育料・給食費（副食費）

この間の保育料・給食費（副食費）は、欠席日数に応じて減額します。詳細は、後日お知らせします。

5 その他

臨時休園期間中、児童または同居の家族が新型コロナウイルス感染症に感染した際、又は感染の疑いがある際は、速やかに在籍園に御連絡ください。